

複写厳禁

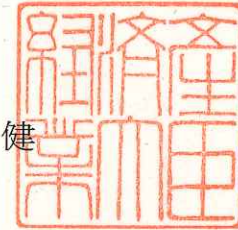
4 新食第 2370 号
20230120 産第 7 号
環循総発第 2302011 号
令和 5 年 12 月 18 日

ヒラテ産業有限会社
代表取締役 平手 裕樹 殿

農林水産大臣 坂本 哲志



経済産業大臣 齋藤 健



環境大臣 伊藤 信太郎



食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業
計画の変更の認定について

令和 3 年 12 月 20 日付けで申請のあった再生利用事業計画の変更については、
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 19 年
法律第 83 号) 附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされた同法に
よる改正前の食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第
116 号) 第 19 条第 3 項において準用する同法第 18 条第 3 項の規定に基づき、申
請のとおり認定する。